

さいたま市スポーツ少年団全国・関東大会激励費交付規程

(趣旨)

第1条 さいたま市スポーツ少年団登録団（以下「登録団」という）が日本スポーツ少年団主催の関東・全国大会、（公財）日本スポーツ協会主催（競技団体主催を含む）及びその他団体主催大会の予選を伴う又は標準記録等により参加が許可される関東・全国大会（以下「全国大会等」という）に出場した場合に、全国・関東大会激励費を予算の範囲で交付する。ただし、大会開催地が埼玉県内において開催される場合は除くものとする。

(激励費の額)

第2条 激励費の金額は、大会参加に要する経費の範囲内で別表の額とする。ただし、同一の大会における「個人競技」の交付総額は、同表に規定する同区分大会の「団体競技」における金額を超えないものとする。

(交付の申請)

第3条 全国大会等に出場した登録団の代表指導者（以下「代表指導者」という）は、激励費の交付を受けようとする場合、下記に掲げる書類を添えて大会開催前後1ヶ月以内に本部長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項等の大会内容がわかるもの（写）
- (2) 予選大会等の結果
- (3) 選手名簿（大会参加申込書の写）
- (4) 大会に係る収支予算書
- (5) その他本部長が必要とする書類

(交付の決定)

第4条 本部長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、交付の目的及び内容が適正であるか確認を行い交付の決定をし、全国大会等激励費交付・不交付決定通知書（様式第2号）により代表指導者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 交付決定者は、大会終了後1ヶ月以内に全国大会等激励費交付実績報告書（様式第3号）を次に掲げる書類を添え、本部長に提出しなければならない。

- (1) 大会出場結果の報告書
- (2) 大会に係る収支決算書
- (3) その他本部長が必要とする書類

(交付金の額の確定及び返還)

第6条 本部長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、実績報告書の内容を精査し、交付額を確定するものとする。また、既に交付されている額が確定した交付額を超えているときは、期限を定めて、その返還を代表指導者に命ずるものとする。

(交付時期)

第7条 全国大会等激励費は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。ただし、事前完了前交付請求を受けた場合は、全国大会等激励費の決定額の全部又は一部を交付することができる。

(改正要件)

第8条 この規程の改正は、本部員会の議決を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より一部改正し施行する。

別表 (第3条関係)

	日本スポーツ少年団主催 並びに日本スポーツ協会主催		その他団体主催
	関東大会	全国大会	関東・全国大会等
個人競技	5,000円	10,000円	3,000円
団体競技	30,000円	50,000円	10,000円
その他、本部長が 特に認めた場合	100,000円を上限とする。		